

愛媛県荒廃農地対策推進班設置要領

(設置)

第1条 農村の過疎化、高齢化に伴い増大する荒廃農地について、その対策を検討するため、愛媛県荒廃農地対策推進班（以下「県推進班」という。）を設置する。

(任務)

第2条 県推進班は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 荒廃農地対策の推進方針の策定に関すること。
- (2) 荒廃農地対策の実施状況の検証に関すること。
- (3) その他荒廃農地対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 県推進班は、班員12人以内で組織する。

2 県推進班の班員（副班長を除く。）は、班長が選任する。

(班長及び副班長)

第4条 県推進班に班長及び副班長を置く。

2 班長は、農林水産部農政企画局長の職にある者をもって充て、副班長は、農政企画局農政課農地・担い手対策室長の職にある者をもって充てる。

3 班長は、県推進班を代表し、班務を総理する。

4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 県推進班の会議は、班長が招集し、これを主宰する。

(関係者の意見聴取)

第6条 県推進班は、必要があるときは、班員以外の者の出席を求めその意見を聴くことができる。

(解散)

第7条 県推進班は、その任務を達成したときに解散する。

(庶務)

第8条 県推進班の事務局は、農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室に置き必要な庶務を行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、県推進班の運営に関し必要な事項は班長が定める。

附 則

この要領は、平成13年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。